

仕 様 書

1. 業務名

菊川地区農業集落排水施設自家用電気工作物保安管理業務

2. 対象施設及び概要等

「別紙自家用電気工作物設置事業場一覧」のとおり

3. 委託期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

4. 業務内容

本業務内容は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第39条から第42条の規定に基づき、下関市（以下「甲」という。）が当該電気工作物を適切に維持保安するべき事項を、法第43条第1項の規定に基づき主任技術者を選任して実施することに代わり、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。）第52条第2項の規定に基づき、施行規則第52条の2に規定する要件に該当する受託者（以下「乙」という。）に、以下のとおり業務を委託するものである。

- (1) 当該電気工作物の保安点検について、別表1「点検業務実施要領」及び別表2「点検基準」に基づき実施すること。

ア. 月次点検

隔月1回以上

- イ. 年次点検（主として、停電により設備を停止状態にして点検を実施するもの）

上記アの月次点検のうち、年1回併せて実施する。

- (2) 当該電気工作物の維持及び運営を適正に行うため、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号、以下「電気設備技術基準」という。）の規定に適合しない項目がある場合は、甲に対し助言し、又は協議を行うこと。
- (3) 当該電気工作物に事故が発生した場合は、応急措置を行って報告するとともに、事故原因の調査に協力し、とるべき措置を助言すること。
- (4) 当該電気工作物を変更する工事がある場合において、甲が意見を求めた場合には、必要な事項の助言をすること。

5. 機械器具

乙は、施行規則第52条の2各号の規定に基づいた機械器具を有し、測定機器の校正及び誤差試験を行い、その記録を保管し、甲が必要と求めた場合は、その記録を直ちに開示すること。

6. 絶縁監視装置の設置

- (1) 対象施設の受電設備の内、設備容量が100KVA超過のものについては、乙の費用負担において絶縁監視装置を常時設置し、絶縁状態を監視すること。
- (2) 絶縁監視装置から警報が発せられた場合には、速やかに当該電気工作物の状態を確認し、応急措置の上必要な措置を報告すること。

7. 点検結果の報告

- (1) 点検（事故又は災害時の臨時点検を含む。）実施後、報告書を作成し、点検を実施した翌月5日（3月分については当月末日）までに提出すること。ただし、点検の結果、重大な事故等につながる結果が判明した場合は、直ちに報告すること。
- (2) 絶縁監視装置を設置している施設は、定期的に絶縁信号の履歴を記した書類を提出すること。

8. 保安教育

甲の要請に応じて、職員に対し、電気工作物保全、電気の安全、電気事業法の改正等に関する講習会を行うこと。なお、当該経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

9. その他

- (1) 乙は甲に対し、保安管理業務外部委託承認申請書及び保安規定届出書等法令に基づく申請や届出について、その作成及び手続きに関する適切な助言を行なうこと。
- (2) (1)の申請が電気主任技術者の外部委託の承認に関する審査基準「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）20130107 商局第2号平成25年1月28日」に適合しない等の理由により、承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合において、甲はこの契約を解除できるものとする。
- (3) 乙は甲から委託された業務を他人に委託してはならない。
ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。
- (4) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

別表 1

点検業務実施要領

巡視・点検の区分 対象設備	月次点検	年次点検	臨時点検
		1ヵ月～3ヵ月の周期で、電気設備の使用状態で行うもので、異常の有無、異常発生の前兆把握、電気設備の不安全・不相当使用等について点検するとともに、点検者の安全が確保できる範囲で機器、装備計器類の指示値確認及び測定により異常の有無を確認する。	1年に1回の周期で、電気設備を停止して行うもので、目視、嗅覚、触手による点検、主要機器の動作試験、絶縁及び接地抵抗測定等により異常の有無を確認する。 必要に応じて機器の内部を点検し、異常の有無を確認する。
引込設備	〔外観点検〕 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損の有無 電線と他物との離隔距離の適否	機器の連動特性試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	機器の連動特性試験
受電設備 配電設備	機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保護装置の取付け状態 〔測定等〕 電圧値の適否及び負荷等（電圧、負荷電流測定） 低圧回路の絶縁状態（漏えい電流測定）	機器の連動特性試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	機器の連動特性試験 機器の内部点検
負荷設備		機器の接地抵抗状況確認 絶縁抵抗測定	機器の連動特性試験
非常用予備 発電装置	外観点検 及び 機関の始動、停止の確認	機器の連動特性試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定 停電状態における機関の自動始動及び停止	機器の連動特性試験

備考：1. 年次点検時には、測定・試験以外に月次点検の外観点検を行うものとする。
2. 臨時点検時には、試験以外に異常のあった電気設備についての点検を行うものとする。

別表 2

点 検 基 準 (1 / 2)

電 気 工 作 物		点検・測定・試験項目	点 検 区 分			
			月次点検 工事期間中	年 次 点 検	周 期	臨時 点検
引 込 設 備	支持物 区分開閉器 電線・ケーブル 避雷器・接地線 地中電線路 引込線	外観点検	○	○	1年	○
		保護継電器との連動特性試験		○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		接地抵抗測定		○	1年	○
受 電 設 備	受電室・電気室 キュービクル式 受・変電設備	外観点検	○	○	1年	○
		計器指示値の確認又は測定	○			○
	遮断器	外観点検	○	○	1年	○
		保護継電器との連動特性試験		○	1年	○
	開閉器	絶縁抵抗測定		○	1年	○
		断路器	機能点検		○	必要の都度
	電力ヒューズ 計器用変成器 母線・支持物 避雷器 電力用コンデンサ 直列リアクトル	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
	変 圧 器	外観点検	○	○	1年	○
		二次漏洩電流測定	○			○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		絶縁油の点検・試験		○	必要の都度	○
		内部点検		○	必要の都度	○
	受・配電盤	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		保護継電器の連動特性試験		○	1年	○
計器校正試験・シケンス試験			○	必要の都度	○	
蓄電池 充電装置	外観点検	○	○	1年	○	
接 地 工 事 (接地線・保護管等)	外観点検	○	○	1年	○	
	接地抵抗測定		○	1年	○	

点 検 基 準 (2 / 2)

電 気 工 作 物		点検・測定・試験項目	点 検 区 分			
			月次点検 工事期間中	年 次 点 検	周 期	臨時 点検
配電設備	支持物	外観点検	○	○	1年	○
	電線・ケーブル	絶縁抵抗測定		○	1年	○
	開閉器類 避雷器 接地線	接地状況確認		○	1年	○
負荷設備	配線、配線器具、 電動機・電気溶接機 電力応用機器、接地 線、電熱装置・照明装 置等、	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		接地状況確認		○	1年	○
非常用予備発電装置	原動機・発電機	外観点検	○	○	1年	○
	蓄電池	始動・停止試験（電圧・周波数測定）	○	○	1年	○
	接地装置・始動装置	絶縁抵抗測定・接地抵抗測定		○	1年	○
	接地装置					
	その他付属装置					
絶 縁 監 視 装 置		外観点検，警報レベルの確認	○	○	1年	
		動作試験・警報発報試験		○	1年	
		自動伝送試験		○	1年	

[備考] 1. 外観点検とは、主として目視により点検することをいう。
 2. 年次点検には、月次点検を含む。